

答 申 第 2 4 号  
平成 3 1 年 2 月 7 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会  
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、併合して別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問 第 2 6 号、第 3 9 号、第 4 5 号

平成 2 9 年 9 月 2 1 日付け（第 1 7 4 - 4 号）「行政文書不存在通知」、

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日付け（第 2 3 5 - 3 号）「行政文書不存在通知」、

平成 2 9 年 9 月 1 9 日付け（第 1 7 2 - 1 号）「行政文書不存在通知」

に係る審査請求

## 別紙

諮問番号：諮問第26号、諮問第39号、諮問第45号

答申番号：答申第24号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った別表の項番1から3の(か)欄に記載の決定(以下「本件各決定」という。)は、いずれも妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書公開請求

審査請求人(以下「請求人」という。)は、別表の項番1から3の(う)欄に記載の年月日に、高崎市情報公開条例(平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員(以下「実施機関」という。)に対し、別表の項番1から3の(え)欄に記載の旨の行政文書公開請求(以下「本件各請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る行政文書(以下「本件各行政文書」という。)について、別表の項番1から3の(か)欄に記載の年月日に、本件各決定を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

(不存在の理由)

請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在。

#### 3 審査請求

請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、本件各決定を不服として、実施機関に対し、別表の項番1から3の(く)欄に記載の年月日に審査請求(以下「本件各審査請求」という。)を行った。

#### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、別表の項番1から3の(け)欄に記載の年月日付けで弁明書を請求人に送付した。

#### 5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、別表の項番2について(こ)欄に記載の年月日

付けで反論書を提出した。

## 6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年3月7日付けで本件各審査請求事案の諮問を行った。

## 7 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、本件各審査請求事案について、平成30年3月30日付けで意見書を提出した。

## 第3 争点

本件各行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

## 第4 争点に対する当事者の主張

### 1 請求人の主張要旨

請求人の主張は、おおむね別表の項番1から3の（し）欄に記載のとおりである。

### 2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね別表の項番1から3の（す）欄に記載のとおりである。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得していない、②作成又は取得したが保存期間満了等により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成し又は取得されたか否かを検討する。

#### （1）本件各行政文書について

本件各請求において請求人は、当該請求人が請求した住民監査請求に対して、平成28年6月10日付け第70-1号により、これを棄却した監査委員又は現在の監査委員のレベルや見識の程度が分かる情報を求めており、特定すべき行政文書は、監査委員の職務遂行に係る評価が記載された行政文書と解される。

#### （2）請求人の主張する本件各行政文書について

ア 請求人は、別表の項番1の（し）欄に記載のとおり、請求内容が分かる

行政文書を作成せよと主張しているが、行政文書の公開請求権は、条例第5条の規定のとおり、実施機関の保有する行政文書の公開を請求する権利を行使することを認めるものであり、実施機関に対して文書の作成を請求する権利を付与するものではない。

イ 請求人は、別表の項番2及び3の各審査請求書及び項番2の反論書において、別表の(し)欄に記載のとおり、特定すべき行政文書は第70-1号であると主張している。そこで、本件請求に係る情報が「第70-1号高崎市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)」(以下「第70-1号文書」という。)に掲載されているか否かについて検討する。

第70-1号文書は、請求人による地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)における監査結果の通知である。当該文書の14頁イには、栄養マネジメント計画書の利用者確認欄に記入されている同意のサインについて、請求人が偽造した署名であると主張していることに対し、監査委員は、当該署名を確認したが、偽造した署名であるかどうかを判断することは困難であり、判断がつかなかったと記載している。「名前を間違えている」という請求人の主張に対しても、名前の部分はいずれも略字的崩し字であり、名前を間違えて書いているかどうかについても判断がつかなかったとしている。請求人は、筆跡鑑定書を提出しているにも拘らず、偽造した署名であるかどうか判断がつかなかったとした第70-1号文書のこの部分をもって、監査委員のレベルや見識の程度が分かる情報に当たるとする。

一方、実施機関は、平成30年9月27日の当審査会への説明において、本件監査請求は、介護保険法第22条第3項に定める偽りその他不正の行為に該当するかどうか争点である事案であり、本件監査請求において請求人が主張する、署名の偽造による私文書偽造、同行使罪については、監査委員が判断すべきものではなく、本件監査請求の監査の決定にあたり判断をしていない。なお、請求人から提出された筆跡鑑定書についても、監査委員が認否を判断するものではないため触れていない。第70-1号文書の当該部分は、監査委員は、当該署名を確認したが、偽造した署名であるかどうか判断がつかなかったと述べているに過ぎず、この部分をもって、監査委員のレベルや見識の程度が分かる情報であるとはできないと主張している。この実施機関の主張には、特段の不自然な点は認められない。

### (3) 特定すべき行政文書の存否

請求人は、本件各審査請求書、反論書、意見書等において、別表の項番1から3の(し)欄に記載のとおり、請求内容が分かる行政文書は作成されて然るべきと主張しているが、監査委員は、地方自治法に基づき市長が議会の同意を得て選任する特別職であり、地方公務員法の適用外であるため、同法

が定める人事評価の対象とはならない。よって、監査委員の職務遂行に係る評価を行う機関は存在しない。したがって、本件各行政文書については、探索するまでもなく、特定すべき行政文書が存在しないことは明白であり、別表の項番1から3の(す)欄に記載の実施機関の主張には、特段の不自然な点は認められない。

## 2 結論

以上のことから、本件各決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は、監査委員及び監査の結果に対して数々不満を述べているが、当審査会の役割は、本件各行政文書が存在しないとした実施機関の決定の当否を判断することであり、請求人の当該主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月29日	調査、審議
平成30年 3月30日	請求人からの意見書を受領
平成30年 8月 8日 平成30年 9月27日	調査、審議
平成30年11月15日 平成30年12月20日	答申調整
平成31年 2月 7日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行